

1．検証について

平成 22 年、本市在住の幼児が心中未遂により殺害されるという事件が発生した。

市では、事実を把握し、死亡した児童の視点に立って本事件の発生原因の分析等を行い、再発防止策を検討することを目的として、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会において、検証を実施した。

2．取りまとめられた提言

（1）障害児及びその家族への支援に関して

ア．発達障害に対する認識の不足について

- ・発達障害についての理解を深め、社会全体で個々の適性に応じた支援を実施し、障害がある子どもやその家族が自信を持って地域で安心した生活を送ることができるように、発達障害の特性や支援方法等について周知・徹底していく必要がある。本市では、これまでも保育所や幼稚園、学校等の関係機関の職員に対し、発達障害についての認識を深めるための研修等を実施してきたが、現在、発達障害者支援センターの早期開設に向けて準備を進めていることから、今後は同センターと連携しながら、関係機関の職員に対する研修をさらに充実していくとともに、同センターが中心となって多様な普及啓発事業や関係機関に対する支援等を実施する必要がある。また福祉施設との連携等により、関係機関の職員に対して、発達障害や虐待を受けた児童などに対する理解を深めるための研修を実施することも望まれる。
- ・障害のみならず、家庭環境や経済的な問題などの様々な課題を抱える子どもとその家族が、安心して豊かに生活できる環境の保障を、社会全体で目指していくことが望まれる。

イ．障害児（疑いを含む）の就学にあたっての保護者のストレスについて

- ・障害児（疑いを含む）の就学にあたっては、保護者に対して十分な配慮と支援が必要である。
- ・本市では、就学相談において様々な理由から保護者への対応が難しい事例について、就学相談員と指導主事の複数職員による対応を実施している。今後も複数職員の判断に基づく対応を徹底していくとともに、複数職員による対応が必要な事例の適切な把握に努めていく必要がある。
- ・就学相談は、子どもの就学について、どのような学習の場が適切かということに対する相談活動であることが前提になるが、子どもの持っている力や発達段階、発達特性を保護者がどのように理解しているかということを含め、保護者の思いについても聴き取ることが重要である。就学相談の中で、保護者側の視点に立った面接を実施するなど、保護者の思いをしっかりと把握できる体制の整備が望まれる。
- ・就学相談の結果に関わらず、保護者の障害の受容などの状況に応じた適切な支援を継続する必要がある。特に、就学相談以前に、療育相談を受けていない事例については、就学相談終了時に、積極的に療育相談を紹介し、小学校入学までの間の支援が途切れないよう対応する必要がある。

（2）精神疾患がある保護者への支援に関して

ア．精神疾患がある保護者に対する適切な支援について

- ・精神疾患がある保護者に対しては、その状況の把握と適切な支援が必要である。特に、保育所や幼稚園、学校等の関係機関の職員には、精神疾患について正しく理解し、適切に対応することが求められることから、今後も、本市における精神保健福祉の専門機関である精神保健福祉センターと連携しながら、関係機関の職員に対する研修等を実施し、精神疾患のある保護者への支援をさらに充実していく必要がある。

(3) 関係機関の対応に関して

ア．離婚などにより、実家で祖父母と同居することの評価について

- ・子どもやその家族に関わる支援機関は、親類等の支援者の有無だけで状況を判断するのではなく、その支援者を含めた家族関係について適切かつ具体的に評価することの重要性を再認識する必要がある。

イ．支援が必要な子どもやその家族の把握について

- ・「何かおかしい」と感じたときに、子どもや家族が発しているサインを見落とさないことが重要である。リスク要因を的確に捉え、子どもの視点で評価し、支援につなげることができるかどうかは、子どもやその家族に直接的に関わる支援者の専門性に係る問題である。関係機関の職員が、支援が必要な子どもやその家族を適切に把握し、支援機関につなげていくことができるよう、今後も児童虐待防止や通告についての啓発や専門性向上のための研修を充実していく必要がある。
- ・本市では、地域における身近な相談窓口である各区のこども家庭相談課に療育相談窓口及び児童家庭相談窓口を設置していることから、双方の相談窓口が定期的な連絡会等を実施し、療育相談の中に児童虐待防止のための視点を取り入れていく必要がある。

ウ．転居事例の引継ぎについて

- ・支援の対象となる家庭が、他市町村に転居する場合は、転居時点の状況を適切に判断し、必要に応じて転居先の市町村に、当該家庭のリスク要因や支援の経過等を情報提供する必要がある。
- ・国による死亡事例等の検証（第6次報告）においても、都道府県による管内の体制の整備や国によるケース移管等の方法の例示が提言されており、本市においても、県内他市町村との連携により、転居に伴う支援が必要な事例の移管や引き継ぎの方法等について整理する必要がある。

エ．関係機関の共通認識によるリスクマネジメントについて

- ・要保護児童及び要支援児童等を適切に把握し、要保護児童対策地域協議会を活用して、該当児童及びその家族に関わる関係機関が情報を共有するとともに、共通の認識を持って支援を実施する必要がある。今後も引き続き、積極的に要保護児童対策地域協議会を活用して、適切な支援体制を構築していく必要がある。

オ．適切な記録や組織的な判断について

- ・療育相談窓口では、児童虐待のリスクを把握する可能性が高いことを認識し、一定のリスクの程度が判断できるよう、最初の電話相談の際に確認すべき情報を踏まえて記録様式を見直し、相談を受ける職員が必要な情報をもれなく確認できるようにする必要がある（ただし、基本的な面接や対応のスキル向上があって初めて、こうした様式が効果をあげるということに留意することも必要である）。
- ・相談の内容を、担当者が個人で判断することは、担当者の心理的な負担が大きく、その後の対応に問題が生じることも想定される。決裁処理や検討会議での報告・検討など、必ず組織として判断する体制が必要である。

カ．職員体制の確保について

- ・相談件数の増加にあわせ、適切な相談支援のために必要な職員体制と専門性を確保し、ニーズに応じた支援が提供できるようにする必要がある。